主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大西美中、同大西昭一郎の上告理由について。

原審が適法に確定した事実関係からみると、客観的には、本件事故当時において、 上告人は、訴外Dの運転する本件自動車の運行につき運行支配及び運行利益を有し ていたものと認められないわけではない。原判決は上告人の運行利益の点につき明 示するところがないが、その判示は、これを肯定しているものと解することができ る。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己